

別表第1（第4条関係）

※障害者手帳所持の方

用具等の種別	用具等	対象者	用具等の性能	耐用年数	基準額 (円)
介護・訓練支援用具	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者又は同2級の身体障害児で常時介護を必要とするもの及び原則として3歳以上の重度又は最重度の知的障害者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害のある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の障害のある原則として学齢児（学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）以上の者で常時介護を必要とするもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害のある者で入浴に当たり家族等他人の介助を要する原則として3歳以上のもの	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400

	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害のある者で下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する原則として学齢児以上のもの	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害のある者で原則として3歳以上のもの	介護者が重度の身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として3歳以上のもの	原則として附属のテーブルを備えたもの	5年	33,100
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの	8年	159,200
自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障害2級以上の障害のある者又は重度若しくは最重度の知的障害者（当該者のみの世帯に属する者に限る。）	障害者等が容易に使用し得るもの	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害のある者で原則として学齢児以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	12,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の障害のある者（当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400

便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害のある者で原則として学齢児以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えにあつては、住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450
特殊便器	上肢障害2級以上の障害のある者及び重度又は最重度の知的障害者で訓練を行つても自力での排便後の処理が困難な原則として学齢児以上のもの	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び障害者等を介護している者が容易に使用し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	151,200
入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある原則として3歳以上の者で入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
歩行支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害のある原則として3歳以上の者で家庭内の移動等において介助を必要とするもの	転倒予防、立ち上がり動作及び移乗動作の補助、段差解消等のための手すり、スロープ等であつて、障害者等の身体機能の状態を十分踏まえ、かつ、必要な強度及び安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000

火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者又は重度若しくは最重度の知的障害者であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	困難なもの（当該者の世帯が火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内の温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700
頭部保護帽	下肢又は平衡機能若しくは体幹機能に障害がある者、重度若しくは最重度の知的障害者又は精神障害者で、てんかん発作等により頻繁に転倒するおそれのある者	ヘルメット型で歩行が困難な者が、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの A スポンジ及び革を主材料としているもの B スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	3年	A 15,200 B 36,750
歩行補助杖	下肢又は平衡機能若しくは体幹機能に障害のある者で原則として学齡児以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	3年	4,460
防音保護具	発達障害を有する知的障害者又は精神障害者で、医師又は言語聴覚士の意見書により当該用具が必要と認められるもの	不適應行動の原因となる刺激音を取り除き、又は軽減するもの	5年	15,000

在宅療養 等支援用 具	視覚障害 者用体温 計（音声 式）	視覚障害2級以上の障害 のある原則として学齢児 以上の者（当該者のみの 世帯及びこれに準ずる世 帯に属する者に限る。）	視覚に障害のある者 が容易に使用し得る もの	5年	9,000
	視覚障害 者用体重 計（音声 式）	視覚障害2級以上の障害 のある原則として学齢児 以上の者（当該者のみの 世帯及びこれに準ずる世 帯に属する者に限る。）	視覚に障害のある者 が容易に使用し得る もの	5年	18,000
	透析液加 温器	腎臓機能障害3級以上の 障害のある者で原則とし て3歳以上のもの	透析液を加温し、一 定温度に保つもの	5年	51,500
	ネブライ ザー（吸 入器）	呼吸器機能障害3級以上 又は同程度の障害のある 者で、必要と認められる もの	障害者等が容易に使 用し得るもの	5年	36,000
	電気式た ん吸引器			5年	56,400
	酸素ボン ベ運搬車	医療保険における在宅酸 素療法を行う身体障害者	障害者等が容易に使 用し得るもの	10年	17,000
	酸素飽和 度測定器	呼吸器機能障害3級以上 の障害のある在宅酸素療 法者又は人工呼吸器装着 者	障害者等が容易に使 用し得るもの	5年	50,000
	視覚障害 者用血圧 計（音声 式）	視覚障害2級以上の障害 のある原則として学齢児 以上の者（当該者のみの 世帯及びこれに準ずる世 帯に属する者に限る。）	障害者等が容易に使 用し得るもの	5年	13,500

情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の障害のある者で原則として学齢児以上のもの	音声等により操作ボタンを知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	85,000
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の障害のある者で原則として学齢児以上のもの	視覚に障害のある者が容易に使用し得るもの	10年	13,300
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の障害のある者で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	63,100
	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚に障害のある者	点字により作成された図書	—	—
	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害のある原則として学齢児以上の者で本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）のある者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500

視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害のある者で原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	99,800
視覚障害者用色覚識別装置	視覚障害1級の障害のある者（当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	色彩を音声等により出力するもので、視覚に障害のある者が容易に使用し得るもの	10年	47,000
聴覚障害者用通信装置	聴覚に障害のある者又は発声若しくは発語に著しい障害があるために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる原則として学齢児以上の者（聴覚に障害のある者又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	電話機に接続し、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で障害者等が容易に使用できるもの	5年	71,000

聴覚障害者用情報受信装置	聴覚に障害のある者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚に障害のある者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900	
携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害のある者であって、発声及び発語に著しい障害のある原則として学齢児以上のもの	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800	
点字器	視覚障害2級以上の障害のある者で原則として学齢児以上のもの	障害者等が容易に使用できるもの	(1) 標準型 ア両面書 真ちゅう板製 イ両面書 プラスチック製	7年	(1) 標準型 ア10,400 イ6,600
			(2) 携帯用 ア片面書 アルミニウム製 イ片面書 プラスチック製	5年	(2) 携帯用 ア 7,200 イ 1,650

情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の障害のある者	障害者等向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト (上肢機能に障害のある者については、インテリキー、ジョイスティック等 視覚に障害のある者については、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等)	6年	100,000
人工内耳用電池	聴覚に障害のある人工内耳装用者	空気亜鉛電池、充電用電池	—	月額2,500
人工喉頭	喉頭を摘出した者	(1) 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,000
		(2) 電動式 あご下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	70,100
視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚に障害のある者で就労若しくは就学しているもの又は就労が見込まれるもの	編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基づく自動点字変換が可能で、点字プリンターと連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	—	1,030,000

	暗所視支援眼鏡	視覚障害（夜盲又は視野狭窄の症状のある者に限る。）があり、かつ、原則として学齢児以上の者で、医師の意見書により当該用具が必要と認められるもの	画像入力装置を見たものにわざとで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	8年	434,500
排泄管理支援用具	収尿器	身体に障害のある者で排尿機能障害のあるもの	採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を備えるもの	1年	(1) 男性用 普通型 7,700 簡易型 5,700
					(2) 女性用 普通型 8,500 簡易型 5,900
	ストマ用装具	人工肛門又は人工膀胱を造設している者	(1) 蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	—	月額8,858 ※基準額は1か所当たりの月額であること。
					(2) 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの

	紙おむつ	ストマの著しい変形等によりストマ用装具の使用が困難な者、3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害のあるもの又は脳原性運動機能障害があり、かつ、意思表示が困難な者	紙おむつ、洗腸用具、さらし、ガーゼ等衛生用品	—	月額12,000
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）のある者及び学齢児以上の身体障害児であって、障害等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者に限る。）	手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等の小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000